団体貸切バス支援助成金交付要綱

令和２年４月１日制定
令和２年 11 月２日　最近改定

（事業の目的）

第１条　この事業は、貸切バスを利用し、横浜市内での宿泊等を伴う修学旅行および受注型企画旅行を取り扱う旅行業者が旅行催行に要する経費に対して助成金を交付することにより、横浜への観光客の誘致を拡大しようとするものである。

（定義）

第２条　次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）修学旅行　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が学校行事の一環として行うものをいう。

（２）受注型企画旅行　旅行業者が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条の規定により登録を受けている旅行業者とする。

（助成対象事業の要件）

第４条　助成金の交付対象となる修学旅行および受注型企画旅行は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　助成の対象となるバスは、宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しないバスは含まず、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等とする。

（２）　修学旅行の発着地から貸切バスを利用する場合を対象とする。ただし、特定地域（第５条参照）に関しては航空機および鉄道と貸切バスの併用が可能。

（３）　市内の宿泊施設に 40 人泊以上宿泊し、市内の見学個所を２個所以上見学する。

（助成金の額）

第５条　一件の旅行に対し、以下に定める額を助成する。

発地区分	助成金額
関東	３０，０００円
北海道（※特定地域）・東北・中部	５０，０００円
関西・中国・四国	１００，０００円
九州・沖縄（※特定地域）	１５０，０００円

（交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成の対象となる修学旅行または受注型企画旅行の実施日の 30 日前までに、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー理事長（以下「理事長」という。）に、次の各号に定める書類を各１部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

（１） 横浜市団体貸切バス支援事業助成金交付申請書(様式第１号)

（２） 計画時点での旅程表（任意様式）

（３） バス料金見積書の写し（バス会社または旅行会社発行）

（４） その他、理事長が必要と認める書類

（書類審査及び交付予定額の通知）

第７条　助成金交付の適正を期するため、理事長は第６条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否及び予定額について、助成対象者に通知するものとする。（様式第２号）

（変更の承認申請）

第８条　次の各号に定める軽微な変更が発生し、理事長の承認を受けようとする場合は、 横浜市団体貸切バス支援事業助成金変更（中止）承認申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

（１） 補助対象経費の 20%以内の増減

（２） 補助事業内容の細部の変更

（申請を取り下げることができる期日）

第９条　申請を取り下げることができる期日は、助成対象者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して７日を経過した日とする。

（実績報告及び請求）

第 10 条　第７条に規定する助成金交付に関する通知により、交付対象と認められた助成対象者は、バス借上事業実施後 30 日以内に、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

（１）横浜市団体貸切バス支援事業実績報告書兼請求書(様式第４号)

（２）実績時点での旅程表（任意様式）

（３）バス料金請求書の写し（バス会社または旅行会社発行）

（４）市内宿泊施設利用証明書(様式第５号)

（５）その他、理事長が必要と認める書類

（助成金交付額の確定及び交付）

第 11 条　理事長は、第６条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。（様式第７号）

２　理事長は、前項の規定により確定させた助成金を速やかに助成対象者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

（助成金の取り消し）

第 12 条　理事長は、助成金の交付の決定または交付を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。（様式第８号）

（１）申請、報告事項その他に虚偽があったとき

（２）申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと理事長が認めたとき

（３）原則、修学旅行実施後 30 日以内に、実施報告書類を提出しない場合

（４）その他、助成金を交付することが適当でないと理事長が認める事由があったとき

（補　則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この改正は、令和２年 11 月 2 日から実施する。